

八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮の設置及び管理に関する条例

〔 昭和 4 5 年 6 月 1 5 日
条 例 第 1 1 号 〕

改正 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日 条例 第 1 5 号 平成 1 3 年 2 月 2 8 日 条例 第 3 号
平成 1 5 年 3 月 4 日 条例 第 1 号 平成 1 7 年 3 月 2 8 日 条例 第 5 号

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき老人福祉施設の事務を処理するため、特別養護老人ホーム青石寮を設置する。

第 2 条 特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
八幡浜地区施設事務組合 特別養護老人ホーム青石寮	八幡浜市保内町磯崎 2 1 1 4 番地 3

第 3 条 施設の利用料は、要介護認定等により定める金額とし、利用者は、その都度納付しなければならない。

2 前項の利用料について、組合長がやむを得ない理由があると認めたときは、納付すべき利用料の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は減免することができる。

第 4 条 要介護認定等により定める金額は、管理規定で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 8 年 条例 第 1 5 号）

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 条例 第 3 号）

この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 条例 第 1 号）

この条例は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 条例 第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。